

多数の者の集合する催しにおける火災予防について

平成25年8月に京都府福知山花火大会火災を踏まえ、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しにおける火災予防対策の充実強化を図るため、火災予防条例が改正されました。

この改正により、「多数の者の集合する催し」※1においては、次の事項が義務化されました。

- (1) 火気使用器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は**消防署に届出が必要**
- (2) 火気使用器具等※2を使用する場合に**消火器の準備**

※1 **多数の者の集合する催し**とは、社会的な広がりをもつ自治会単位の祭礼・縁日・花火大会の催しが該当します。

集合する者の範囲が個人的なつながりの近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなどは**対象外**です。

※2 **火気使用器具等**とは、液体燃料、固体燃料、気体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具で、下記に示すような火を使用する器具または使用に際し火災の発生のおそれのある器具のことをいいます。

- 1 液体燃料を使用する器具（自家発電機・石油ストーブなど）
- 2 固体燃料を使用する器具（七厘・バーベキューコンロ・練炭コンロなど）
- 3 気体燃料を使用する器具（ガスコンロ・ガスストーブなど）
- 4 電気を熱源とする器具（電気コンロ・電気ストーブなど）

露店で写真のような火気器具を使用する場合は該当します



発電機等の予備燃料用のガソリンは、金属製容器に入れましょう。火気や高温部から離れた直射日光の当たらない風通りが良い場所におきましょう。

対象となる火気器具

消火器の準備をしてください。ただし、火気器具の熱を受ける場所には置かないでください。

プロパンガスボンベ（気体燃料）以外にも灯油（液体燃料）を燃料としているストーブなども該当します。

1 露店等の開設について届出をしましょう！

露店等で火気使用器具等を使用する方は、あらかじめ消防署に届け出ましょう！

また、複数の団体が共同して主催する等、主催者が複数存する場合、主催者ごとに届け出ましょう！

露店等の開設届出書はこちら

2 消火器を備えましょう！

多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合、迅速な初期消火が極めて重要です！調理用器具や発電機などの火気使用器具等を使用する際には消火器を備えましょう！

- 複数の露店等で共同して準備することもできます。詳細は管轄の消防署までお問い合わせください。

消火器の設置例はこちら

3 安全点検をしましょう！

露店の準備ができましたら再度、安全点検を実施してください。

ガス容器と移動式燃焼器具の接続例はこちら

露店開設時、当日に自己点検を行いましょう

露店等の開設届出書に基づく確認を行う場合があります。

届出に基づき、消防職員が催しの当日、確認に伺うことがあります。